

官報

主要目次

- 無線局承認 三三三
- 大分地方法務局長洲出張所に備えてある漁業会登記簿等の転写命令 三三八
- 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則により、大蔵大臣の指定する資金前渡官吏 三三八
- 京都銀行第十三回福運定期預金の細目等 三三八
- 資生堂健康保険組合の合併認可 三三九
- 理容師養成施設指定 三三九
- 社会福祉事業法による養成機関指定 三三九
- 漁業法に基づき温根沼指定 三三九
- 漁港指定 三三九
- 輸入に関する事項の公表(第一回)の一部改正 三三九
- 同右(第六回)同 三三九
- 郵便局における外国郵便窓口事務の取扱範囲 三三九
- 公共企業体事項 三三九
- 九州地区東京優良商品第2回見本市出品物に対する貨物運賃 三三九
- 高蔵寺線十軒家・岩屋堂間に自動車による運輸営業開始 三三九
- 人事院公告 三三九
- 海上保安庁通信職員採用試験公告 三三九

告示

電波監理委員会告示第五百二十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十四日 第六二〇八号
 - 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各固定局
 - 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 長崎市松ヶ枝町四二番地 東経一二九度五二分 北緯三二度四四分
 - 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 ながさき F三 四三・五五Mc 水晶発振 リアクトランス管 五〇W ほんぶ
 - 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 - 十一 運用許容時間 常時
- 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
- 昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅
- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十四日 第六二〇九号
 - 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各固定局
 - 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 諫早市高城町七三六番地の一 東経一二三〇度〇三分 北緯三二度五一分
 - 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 いさはや F三 四三・五五Mc 水晶発振 リアクトランス管 五〇W
 - 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 - 十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第五百二十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十四日 第六二一〇号
 - 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各固定局
 - 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 島原市上野町一八五一番地 東経一二三〇度二分 北緯三二度四七分
 - 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 しまばら F三 四三・五五Mc 水晶発振 リアクトランス管 五〇W
 - 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 - 十一 運用許容時間 常時
- 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
- 昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅
- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十四日 第六二一一号
 - 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各固定局
 - 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 長崎県西彼杵郡瀬戸町檜の 東経一二九度三九分 浦郷瀬戸谷下二二九番地 北緯三二度五六分
 - 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 せと F三 四三・五五Mc 水晶発振 リアクトランス管 五〇W
 - 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 - 十一 運用許容時間 常時

毎日文庫

●電波監理委員会告示第五百三十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二七号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 諫早市高城町七三六番地の一 東経二二〇度〇三分 北緯三三度五二分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 いさはや F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二八号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 島原市上野町一八五番地 北緯三三度四分 東経一二九度四八分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 しまぼら F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二九号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡江迎町長坂免二四番地の九 東経一二九度三八分 北緯三三度一八分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 えむかえ F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二二号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 佐世保市下苗手免二三番地 北緯三三度〇八分 東経一二九度四八分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 はいき F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二三号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡江迎町長坂免二四番地の九 東経一二九度三八分 北緯三三度一八分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 えむかえ F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二二号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 佐世保市下苗手免二三番地 北緯三三度〇八分 東経一二九度四八分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 はいき F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二三号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡江迎町長坂免二四番地の九 東経一二九度三八分 北緯三三度一八分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 えむかえ F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二四号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡江迎町長坂免二四番地の九 東経一二九度三八分 北緯三三度一八分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 えむかえ F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二五号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 基地局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
- 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡江迎町長坂免二四番地の九 東経一二九度三八分 北緯三三度一八分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 えむかえ F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリープ
- 十一 運用許容時間 常時

237 昭和27年2月12日 火曜日

官 報

第7527号

昭和27年2月12日 火曜日

官 報

第7527号 236

十 空中線の型式及び構成 スリッパ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二二号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 長崎県下県郡厳原町天道茂五二番地 東経一三九度一八分 北緯三三度四二分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しもあがた F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 スリッパ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二三号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 基地局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 長崎県南高来郡小浜町 東経一三〇度一七分 北緯三三度四四分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
うんぜんだけ F三 四一・六九Mc 水晶発振 位相変調 五〇W

十 空中線の型式及び構成 スリッパ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二四号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ながさきいどう F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二五号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
いさはやいどう F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二六号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しまばらいどう F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百四十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二七号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
せといどう F三 四一・六九Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百四十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二八号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
常置場所 佐世保市下苗手免二三番地 東経一二九度四八分 北緯三三度〇八分

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
はいきいどう F三 四一・六九Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百四十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二九号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
えむかえいどう F三 四一・六九Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百四十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二三〇号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
常置場所 長崎県北松浦郡江迎町 東経一二九度三八分 北緯三三度二八分

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

247 昭和27年2月12日 火曜日

官 報

第7527号

昭和27年2月12日 火曜日

官 報

第7527号 246

地方公共団体公告

○行旅死亡人
一、本籍住所氏名 不詳
二、発見の場所 北海道久遠郡久遠
三、発見の日時 昭和二十六年十二
月六日
四、人相 身長五尺四寸、髪黒、顔
色白、髪短く、髪型不明
五、着衣 全裸にして遺棄品なし
六、年齢 三〇才より四〇才までの
男子
七、死後経過時間 一箇月より三箇
月までの間
右は本村宇太田船入湖五百米の沖合
に於て発見し、久遠村久遠共同墓地に仮
埋葬した。心当りの者は、當後場へ申
出られた。
昭和二十七年一月十日
北海道久遠郡久遠村役場
代表清算人 湯崎隆之助

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年一月二十三日
の株主総会の決議により同日解散した
。当会社に対し債権を有する者は、一
回公告掲載の日から二箇月以内に申出
られた。もし右期限内に申出がない
ときは清算から除外せられる。
昭和二十七年二月四日
大坂市東区南船場五丁目十五番
地 代表清算人 湯崎隆之助

資本減少公告
当会社は昭和二十七年二月一日株主
総会にて資本金一百万円を金八十万
円に減少することを決議し、同日公告
掲載の日より二箇月以内に御申出な
された。もし右期限内に御申出なき
場合は清算より除外せられる。
昭和二十七年二月二日
大坂市東区南船場五丁目十五番
地 代表清算人 湯崎隆之助

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一
日の株主総会の決議により同日解散し
た。当会社に対し債権を有する者は、
一回公告掲載の日から二箇月以内に申
出られた。もし右期限内に申出がない
ときは清算から除外せられる。
昭和二十七年二月二日
大坂市東区南船場五丁目十五番
地 代表清算人 湯崎隆之助

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一
日の株主総会の決議により同日解散し
た。当会社に対し債権を有する者は、
一回公告掲載の日から二箇月以内に申
出られた。もし右期限内に申出がない
ときは清算から除外せられる。
昭和二十七年二月二日
大坂市東区南船場五丁目十五番
地 代表清算人 湯崎隆之助

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月二十日
の株主総会の決議により同日解散した
。当会社に対し債権を有する者は、一
回公告掲載の日から二箇月以内に申出
られた。もし右期限内に申出がない
ときは清算から除外せられる。
昭和二十七年二月二日
大坂市東区南船場五丁目十五番
地 代表清算人 湯崎隆之助

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月二十日
の株主総会の決議により同日解散した
。当会社に対し債権を有する者は、一
回公告掲載の日から二箇月以内に申出
られた。もし右期限内に申出がない
ときは清算から除外せられる。
昭和二十七年二月二日
大坂市東区南船場五丁目十五番
地 代表清算人 湯崎隆之助

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十二月二十日
の株主総会の決議により同日解散した
。当会社に対し債権を有する者は、一
回公告掲載の日から二箇月以内に申出
られた。もし右期限内に申出がない
ときは清算から除外せられる。
昭和二十七年二月二日
大坂市東区南船場五丁目十五番
地 代表清算人 湯崎隆之助

解散公告(第四回)
当会社は昭和二十六年十二月二十日
の株主総会の決議により同日解散した
。当会社に対し債権を有する者は、一
回公告掲載の日から二箇月以内に申出
られた。もし右期限内に申出がない
ときは清算から除外せられる。
昭和二十七年二月二日
大坂市東区南船場五丁目十五番
地 代表清算人 湯崎隆之助

目録

振出地 岡山県北口郡早島町立
振出人名 岡山市上西川一丁目株式會
社大丸商店取締役長大丸義壽
所持人住所 岡山市上西川一丁目一
株
所持人 大丸義壽
○除 裁判官 大竹 緑

昭和二十六年(第一六〇号)
岐阜県津市東部 申立人 三宅伊三郎
滋賀県大津市東部 岡本三良助
右代理人 渡辺 幸男
別紙目録表示の株券に付申立人の申
立によつて公示催告を為した処昭和二
十六年十一月三十日午前十時の期日迄
に権利を届出で且つ右株券を提出する
ものがなかつたから申立人の申立に基
いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

目録

振出地 東京都中央区
振出人名 東京市東区東船場一丁目
支拂地 東京市東区東船場一丁目
支拂人 日本銀行
○除 裁判官 大竹 緑

昭和二十六年(第一六三三号)
京都府京都市上京区紫野上柳町二
丁目 申立人 清水 勇治
右代理人 石田 本太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申
立によつて公示催告を為した処昭和二
十六年十一月三十日午前十時の期日迄
に権利を届出で且つ右株券を提出する
ものがなかつたから申立人の申立に基
いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

目録

振出地 東京都中央区
振出人名 東京市東区東船場一丁目
支拂地 東京市東区東船場一丁目
支拂人 日本銀行
○除 裁判官 大竹 緑

昭和二十六年(第一六三三号)
京都府京都市上京区紫野上柳町二
丁目 申立人 清水 勇治
右代理人 石田 本太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申
立によつて公示催告を為した処昭和二
十六年十一月三十日午前十時の期日迄
に権利を届出で且つ右株券を提出する
ものがなかつたから申立人の申立に基
いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

目録

振出地 東京都中央区
振出人名 東京市東区東船場一丁目
支拂地 東京市東区東船場一丁目
支拂人 日本銀行
○除 裁判官 大竹 緑

昭和二十六年(第一六三三号)
京都府京都市上京区紫野上柳町二
丁目 申立人 清水 勇治
右代理人 石田 本太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申
立によつて公示催告を為した処昭和二
十六年十一月三十日午前十時の期日迄
に権利を届出で且つ右株券を提出する
ものがなかつたから申立人の申立に基
いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

目録

振出地 東京都中央区
振出人名 東京市東区東船場一丁目
支拂地 東京市東区東船場一丁目
支拂人 日本銀行
○除 裁判官 大竹 緑

昭和二十六年(第一六三三号)
京都府京都市上京区紫野上柳町二
丁目 申立人 清水 勇治
右代理人 石田 本太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申
立によつて公示催告を為した処昭和二
十六年十一月三十日午前十時の期日迄
に権利を届出で且つ右株券を提出する
ものがなかつたから申立人の申立に基
いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

流動資産	五〇五、一七三、三三三	流動負債	六、五七五、八八七
固定資産	七、七五八、〇九七	負債合計	一三、一五一、七七四
純資産	三、一八二、二五六	資本	三、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	五、八五二、七三七	剰余金	一、一八二、二五六
当期利益	一、九三三、三三三	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	七、七八六、一〇六	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	二、七六四、九一六	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期利益	二、六八三、七九九	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	五、四四八、七一五	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	二、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	二、〇〇〇、〇〇〇	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	二、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇

流動資産	五〇五、一七三、三三三	流動負債	六、五七五、八八七
固定資産	七、七五八、〇九七	負債合計	一三、一五一、七七四
純資産	三、一八二、二五六	資本	三、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	五、八五二、七三七	剰余金	一、一八二、二五六
当期利益	一、九三三、三三三	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	七、七八六、一〇六	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	二、七六四、九一六	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期利益	二、六八三、七九九	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	五、四四八、七一五	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	二、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	二、〇〇〇、〇〇〇	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期末繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇	繰上金	一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越金	二、〇〇〇、〇〇〇	繰下金	一、〇〇〇、〇〇〇

第 7527 号

昭和 27 年 2 月 12 日 火曜日

官 報

第 7527 号 248

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日現在

第二十三期貸借対照表

昭和二十六年十月三十一日現在

現金	四六四三三・五八
銀行預金	八三、八一七、四二五・二五
郵便定期預金	一、六一八、八七・
有価証券	三、一九五、八七〇・〇〇
商積品	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇
貯蓄品	一、六三八、一六三・五〇
前掛金	六八八、三三〇・〇〇
立売金	一、八一七、三〇〇・〇〇
貸付金	二、九八七、二九三・〇〇
未収金	二、五九二、三五一・六〇
未償金	一、〇六四、八三〇・九
保未金	三九一、七四〇・〇〇
証收金	二、六〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、一九〇、〇三六・〇三

女神原紙

VENUS LION 騰写版 附属一切 高級事務用品

東京都台東区上野西黒門町11番地(都電黒門町下車) 電話 下谷(83) 2718・3840 番

女神インキ工業株式会社

支拂手形

未引当手形	四一〇、〇〇〇・〇〇
未引当手形	一〇七、二〇八・五〇〇
手形裏書義務	四七〇、九四〇・〇〇〇
当期利益	一〇、二九一、四二四・〇〇〇
合計	八、九七二、八七六・三

昭和二十七年一月
大阪府阿倍野区西田町十六番
早川電業株式会社

第六期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

現金	一、〇七六、四九四・三八
銀行預金	二七、〇四四、二二〇・四
郵便定期預金	九、四三三、七〇〇・〇〇
有価証券	五七、三六四、三七四・二〇
商積品	七、〇〇三、四二五・四三
貯蓄品	二、六九五、三五〇・〇〇
前掛金	四、八二八、四九八・八七
立売金	一、八一七、三〇〇・〇〇
貸付金	一、八七四、九五九・六二
未収金	一、四三三、五五三・八四
未償金	七〇九、七一〇・〇〇
保未金	一、七八三、五四九・三三
証收金	一、六九六、〇五〇・〇〇
合計	二、四二二、九九一、二九八・三五

第六期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

現金	一、〇七六、四九四・三八
銀行預金	二七、〇四四、二二〇・四
郵便定期預金	九、四三三、七〇〇・〇〇
有価証券	五七、三六四、三七四・二〇
商積品	七、〇〇三、四二五・四三
貯蓄品	二、六九五、三五〇・〇〇
前掛金	四、八二八、四九八・八七
立売金	一、八一七、三〇〇・〇〇
貸付金	一、八七四、九五九・六二
未収金	一、四三三、五五三・八四
未償金	七〇九、七一〇・〇〇
保未金	一、七八三、五四九・三三
証收金	一、六九六、〇五〇・〇〇
合計	二、四二二、九九一、二九八・三五

支拂手形

未引当手形	四一〇、〇〇〇・〇〇
未引当手形	一〇七、二〇八・五〇〇
手形裏書義務	四七〇、九四〇・〇〇〇
当期利益	一〇、二九一、四二四・〇〇〇
合計	八、九七二、八七六・三

第六十期決算公告

(昭和二十六年十月三十一日現在)

現金	四六四三三・五八
銀行預金	八三、八一七、四二五・二五
郵便定期預金	一、六一八、八七・
有価証券	三、一九五、八七〇・〇〇
商積品	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇
貯蓄品	一、六三八、一六三・五〇
前掛金	六八八、三三〇・〇〇
立売金	一、八一七、三〇〇・〇〇
貸付金	二、九八七、二九三・〇〇
未収金	二、五九二、三五一・六〇
未償金	一、〇六四、八三〇・九
保未金	三九一、七四〇・〇〇
証收金	二、六〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、一九〇、〇三六・〇三

償還公告

昭和二十七年三月三十一日現在

宮崎県知事 田中長茂

第一回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	48
壹千円券	3
壹百円券	25
壹拾円券	45
壹円券	54

第二回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	13
壹千円券	16
壹百円券	3
壹拾円券	40
壹円券	44

第三回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	47
壹千円券	61
壹百円券	91
壹拾円券	132
壹円券	150

第四回宮崎県電気事業費公債

壹千円券	1
壹百円券	23

第五回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	100
壹千円券	114

第六回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	5
壹千円券	3
壹百円券	52
壹拾円券	96

支拂手形

未引当手形	四一〇、〇〇〇・〇〇
未引当手形	一〇七、二〇八・五〇〇
手形裏書義務	四七〇、九四〇・〇〇〇
当期利益	一〇、二九一、四二四・〇〇〇
合計	八、九七二、八七六・三

昭和三十二年下半期(第二十八回)決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	一、〇七六、四九四・三八
銀行預金	二七、〇四四、二二〇・四
郵便定期預金	九、四三三、七〇〇・〇〇
有価証券	五七、三六四、三七四・二〇
商積品	七、〇〇三、四二五・四三
貯蓄品	二、六九五、三五〇・〇〇
前掛金	四、八二八、四九八・八七
立売金	一、八一七、三〇〇・〇〇
貸付金	一、八七四、九五九・六二
未収金	一、四三三、五五三・八四
未償金	七〇九、七一〇・〇〇
保未金	一、七八三、五四九・三三
証收金	一、六九六、〇五〇・〇〇
合計	二、四二二、九九一、二九八・三五

昭和三十二年下半期(第二十八回)決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	一、〇七六、四九四・三八
銀行預金	二七、〇四四、二二〇・四
郵便定期預金	九、四三三、七〇〇・〇〇
有価証券	五七、三六四、三七四・二〇
商積品	七、〇〇三、四二五・四三
貯蓄品	二、六九五、三五〇・〇〇
前掛金	四、八二八、四九八・八七
立売金	一、八一七、三〇〇・〇〇
貸付金	一、八七四、九五九・六二
未収金	一、四三三、五五三・八四
未償金	七〇九、七一〇・〇〇
保未金	一、七八三、五四九・三三
証收金	一、六九六、〇五〇・〇〇
合計	二、四二二、九九一、二九八・三五

支拂手形

未引当手形	四一〇、〇〇〇・〇〇
未引当手形	一〇七、二〇八・五〇〇
手形裏書義務	四七〇、九四〇・〇〇〇
当期利益	一〇、二九一、四二四・〇〇〇
合計	八、九七二、八七六・三

昭和三十二年下半期(第二十八回)決算公告

昭和二十七年一月

現金	一、〇七六、四九四・三八
銀行預金	二七、〇四四、二二〇・四
郵便定期預金	九、四三三、七〇〇・〇〇
有価証券	五七、三六四、三七四・二〇
商積品	七、〇〇三、四二五・四三
貯蓄品	二、六九五、三五〇・〇〇
前掛金	四、八二八、四九八・八七
立売金	一、八一七、三〇〇・〇〇
貸付金	一、八七四、九五九・六二
未収金	一、四三三、五五三・八四
未償金	七〇九、七一〇・〇〇
保未金	一、七八三、五四九・三三
証收金	一、六九六、〇五〇・〇〇
合計	二、四二二、九九一、二九八・三五

昭和三十二年下半期(第二十八回)決算公告
昭和二十六年十二月三十一日現在

支拂手形

未引当手形	四一〇、〇〇〇・〇〇
未引当手形	一〇七、二〇八・五〇〇
手形裏書義務	四七〇、九四〇・〇〇〇
当期利益	一〇、二九一、四二四・〇〇〇
合計	八、九七二、八七六・三

定価 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 別
印刷所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段(33) 5115 九段
振替東京 一九〇〇〇 官報課